

これで安心「テロ等準備罪」

2017年6月15日に成立し、7月11日施行された「テロ等準備罪」を含む改正組織犯罪処罰法。誤解の多い同法のポイントをチェック！

Point 「テロ等準備罪」と「共謀罪」は別物

「共謀罪」…犯罪組織による重大犯罪の具体的な計画や合意があれば、その段階で罪に。

「テロ等準備罪」…「共謀罪が内心の自由を侵害する可能性がある」との意見に配慮し、共謀しただけでは罪に問えず、**具体的な準備をしたことで初めて罪に。**

Point 野党やマスコミの批判はほとんどのが的外れ

① 一般人は対象にはならない

「テロ等準備罪」の対象は、テロ組織や暴力団などの「**犯罪組織集団**」に限定されます。これを読んでいるあなたは間違いなく対象外です。

② 「一億総監視社会」にはならない

これは民進党の蓮舫代表（当時）による批判ですが、テロ組織や暴力団の構成員は**すでに警察の監視対象**で、犯罪があれば直ちに逮捕されます。その逮捕が重大犯罪を実行してからか、準備段階でも可能なのかの違いだけです。「一億総監視社会」の到来などあり得ません。

③ 戦前の「治安維持法」にはならない

「警察が法律を濫用し、恣意的に運用する」という批判ですが、**完全な誤りで、印象操作**です。「テロ等準備罪」があってもなくても、**警察が勝手に人を逮捕することはできません**。憲法で警察による逮捕は、現行犯か裁判所の令状がある時のみと定めているからです。

野党やマスコミのデマ・印象操作には十分ご注意ください！

「テロ等準備罪」は、

2020年の東京オリンピックに向けて、国際的なテロなどから**私たちの生命を守り、私たちが安心して暮らしていくための法律**です。今後も警察による万全の捜査と警備が願われます。